

## 法人課税編

本レポートは、税制の動向を知りたいと考えている方を対象として、2019年12月20日の閣議決定された「2020年度税制改正大綱」から、法人課税に関する内容を紹介しています。

### 1章 今回の法人税減税は大企業中心

#### (1) オープンイノベーション促進税制の創設

今回の税制改正の目玉とされたのが、法人からベンチャー企業への投資優遇税制。

企業の枠を越えた「オープンイノベーション」を促進するため、青色申告法人が設立10年未満の一定の非上場企業の株式（特定株式）に1億円（中小企業は1,000万円）以上の投資を行い、その株式を期末まで保有した場合には、株式取得額の25%相当額を課税所得から控除できるようになりました（大企業は、特別勘定の経理が必要）。

ただし、取得から5年以内に譲渡等を行った場合には、益金算入となります。

#### (2) 「賃上げ・投資促進税制」等の要件見直し

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制等の適用を停止する措置の「設備投資要件」が、次のように改正されます。

国内設備投資額 > 当期減価償却費総額 × 30%（改正前10%）

また、大企業に対する「賃上げ・投資促進税制」の「設備投資要件」についても、次のように改正されます。

国内設備投資額 ≥ 当期減価償却費総額 × 95%（改正前90%）

#### (3) 5G導入促進税制の創設

次世代通信規格「5G」の整備を急ぐため、大手通信会社等の全国5G基地局の前倒し整備や工場内の「ローカル5G」の整備に係る一定の投資について、税額控除（15%）又は特別償却（30%）制度が創設されました。

#### (4) 連結納税制度の見直し（グループ通算制度）

連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」へ移行することとなりました。

#### (5) 地方拠点強化税制の見直し

地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が3年間で最大120万円（現行：90万円）に拡充されます。

## (6) 接待飲食費の特例は大企業に限り廃止

交際費の損金不算入制度は、適用期限が2年延長となりましたが、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から資本金100億円を超える法人が除外されました。

## 2章 関連参考情報

2020年度税制改正大綱（2020年12月20日閣議決定）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

### (1) 法人課税(P44～)

#### 1 イノベーション強化に向けた取組み

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの（以下「対象法人」という。）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

（注1）上記の「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。

（注2）上記の「特定株式」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

- ① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。
- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
- ③ その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする。）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

（注3）次に掲げる場合は、特別勘定の取崩し事由に該当する。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けた場合
- ④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合

- ⑤ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった場合
- ⑥ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑦ 対象法人が解散した場合
- ⑧ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

## (2) 関連資料のご案内

税制改正の大綱

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

税制改正の大綱の概要

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/02taikou\\_gaiyou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/02taikou_gaiyou.pdf)

令和2年度税制改正要望

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/request/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/request/index.htm)

発行：2020年1月

—以 上—